

道路法第37条第1項に基づく占用を制限する道路の区域及び制限開始日

管轄事務所	道路の種類	路線名	占用を制限する区域	制限開始の期日	備考
大阪国道事務所	一般国道	1号	自) 枚方市長尾峠町地先 至) 大阪市北区梅田一丁目地先	平成28年4月1日	
大阪国道事務所	一般国道	2号	自) 大阪市北区梅田一丁目地先 至) 大阪市西淀川区佃町二丁目地先	平成28年4月1日	
大阪国道事務所	一般国道	25号	自) 柏原市国分東条町地先 至) 大阪市浪速区難波中一丁目地先	平成28年4月1日	
大阪国道事務所	一般国道	26号	自) 大阪市浪速区大国町一丁目地先 至) 大阪府泉南郡岬町孝子地先	平成28年4月1日	
大阪国道事務所	一般国道	43号	自) 大阪市西成区出城一丁目地先 至) 尼崎市東本町一丁目地先	平成28年4月1日	
大阪国道事務所	一般国道	163号	自) 大阪市城東区関目五丁目地先 至) 四條畷市大字下田原地先	平成28年4月1日	
大阪国道事務所	一般国道	165号	自) 柏原市国分本町一丁目地先 至) 柏原市旭ヶ丘四丁目地先	平成28年4月1日	
大阪国道事務所	一般国道	171号	自) 大阪府三島郡島本町江川一丁目地先 至) 池田市豊島南二丁目地先	平成28年4月1日	
大阪国道事務所	一般国道	176号	自) 川西市小戸二丁目地先 至) 大阪市淀川区新高三丁目地先	平成28年4月1日	
大阪国道事務所	一般国道	481号	自) 泉佐野市りんくう往来北地先 至) 泉佐野市高松南二丁目地先	平成28年4月1日	

注) バイパス等の複線区間を含みます。複線区間については別途掲載の路線図をご覧ください。
 路線が重複する道路は上位路線で指定しています。
 占用を制限する区域の範囲は管轄事務所で確認することができます。